

誓 約 書

年 月 日

大任町長 永原 譲二 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、大任町が大任町暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 工事請負契約書第40条の3（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
- 4 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人としていて、大任町から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にて確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

- (1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係
構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。
- (2) 暴力団排除条項第1項第8号関係
「密室な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。
「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティーその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席するような関係である。

〈工事請負契約書抜粋（暴力団排除条項）〉

第40条の3 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号の(1)に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行なうおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的を持って、暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 甲は第8条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、乙が正当な理由がなく甲からの当該解除等の求めに従わなかったときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。
- 3 第40条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(甲の解除権)

第40条 (略)

- 4 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の1/10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 5 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(下請負人の通知)

第8条 甲は、乙に対して、下請負人（一次及び二次下請け以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

第8条の2 乙は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止措置要綱（昭和62年6月30日62管行第40号の2総務部長依頼通知）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第40条の3第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。

- 2 乙が第40条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、甲は乙に対して、当該下請契約の解除（乙が当該下請契約の当事者でない場合は、乙が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
- 3 下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前項の規定により甲が乙に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、乙が一切の責任を負うものとする。